

津山市子ども医療費給付条例

昭和48年6月26日

津山市条例第34号

改正 昭和60年3月27日条例第7号

昭和60年6月28日条例第16号

昭和62年6月25日条例第18号

平成9年6月27日条例第22号

平成10年6月29日条例第22号

平成11年3月19日条例第10号

平成13年9月21日条例第34号

平成14年12月20日条例第39号

平成15年12月19日条例第31号

平成17年1月14日条例第59号

平成18年3月23日条例第8号

平成18年9月26日条例第40号

平成20年6月24日条例第25号

平成22年6月29日条例第17号

平成23年3月24日条例第8号

平成24年3月21日条例第6号

平成25年3月19日条例第12号

平成26年9月24日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を支給する措置を講じ、もつて子どもの健康保持及び増進に寄与するとともに、児童福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 出生の日から満6歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者

(2) 満6歳に達した日以後の最初の4月1日から満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者

2 この条例において「保護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

(2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者

3 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)

4 この条例において「被保険者等」とは、健康保険法、船員保険法及び国民健康保険法の規定による被保険者、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者医療制度の被保険者、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の規定による組合員並びに国民健康保険法及び高齢者医療確保法以外の医療保険各法の規定による被扶養者をいう。

(受給資格者)

第3条 この条例による医療費の給付を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)

は、津山市の区域内に住所を有する被保険者等である子どもとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第6項の規定により生活保護法による保護とみなされる支援給付を含む。)を受けている者を除く。

(医療費給付の範囲)

第4条 この条例により給付する医療費は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条第1項第1号に掲げる者 医療保険各法の規定による療養の給付、療養費の支給、保険外併用療養費の支給、特別療養費の支給、家族療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給、移送費の支給又は家族移送費の支給の対象となる療養を受けた場合において、当該療養に要する費用(食事療養を除く。以下「総医療費」という。)のうち、医療保険各法の規定により被保険者等が負担することとなる

費用(医療保険各法の規定による付加給付金又は他の法令等の規定による公費負担金がある場合は、その額を控除した額)の額(以下「被保険者等負担額」という。)

(2) 第2条第1項第2号に掲げる者で、津山市ひとり親家庭等医療費給付条例(昭和52年津山市条例第19号)又は津山市心身障害者医療費給付条例(昭和48年津山市条例第40号)の規定により医療費の給付を受けることができるもの 被保険者等負担額のうち入院に係る費用に相当する額

(3) 第2条第1項第2号に掲げる者のうち前号に掲げる者以外のもの 被保険者等負担額。ただし、外来に係る費用にあつては、被保険者等負担額から総医療費の100分の10に相当する額(受給資格者が負担することとなる同一の月における当該一部負担金の額が規則で定める額を超えるときは当該規則で定める額)を控除した額とする。

(負担費用算定の特例)

第5条 前条に規定する被保険者等が負担することとなる費用の算定に当たつて医療保険各法の規定により受給資格者以外の被保険者等の療養に係る額を算定して高額療養費が支給されることとなる場合における高額療養費の算定は、医療保険各法の規定にかかわらず、当該受給資格者以外の被保険者等の療養に係る額を除き、医療保険各法の高額療養費の算定の例により行うものとする。

(受給資格者証の交付申請)

第6条 この条例による医療費の給付を受けようとする受給資格者の保護者は、市長に対し、子ども医療費受給資格者証(以下「受給資格者証」という。)の交付を申請しなければならない。

(受給資格者証の交付)

第7条 市長は、前条の規定により交付の申請があつた場合において、この条例による医療費の給付を受ける資格があると認めるときは、当該申請に係る者に対し受給資格者証を交付するものとする。

(受給資格者証の提示)

第8条 受給資格者が療養を受けようとするときは、当該療養を受けようとする病院若しくは診療所、薬局又は指定訪問看護事業者(以下「医療機関等」という。)に対し、当該受給資格者の属する保険者の発行した被保険者証、加入者証、組合員証又は被保険者資格証明書及び受給資格者証を提示しなければならない。

(給付方法)

第9条 医療費の給付は、原則として市長が医療機関等に支払うことによつて行うものとする。

る。ただし、規則で定める場合における医療費の給付は、受給資格者の保護者に支払うことによつて行うものとする。

(給付の停止)

第10条 国民健康保険法の規定により保険給付が一時差し止められた受給資格者に係る医療費の給付は、当該一時差止めに係る滞納保険料が保険給付との相殺等により消滅するまでの間、停止するものとする。

(届出の義務)

第11条 受給資格者の保護者は、受給資格者の氏名、住所その他の規則で定める事項について変更があつたとき、受給資格者が受給資格を失つたとき又は給付事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(受給資格者証の再交付)

第12条 受給資格者の保護者は、受給資格者証を破損し、又は亡失したときは、市長に対し受給資格者証の再交付の申請をすることができる。

(損害賠償との調整)

第13条 市長は、受給資格者が病気又は負傷に関し、損害賠償を受けた場合は、当該賠償額の限度において給付の決定をした医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に給付した医療費の全部若しくは一部を返還させることができる。

(医療費の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により、この条例による医療費の給付を受けた者があるときは、その者から当該医療費の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第15条 給付を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(規則への委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年7月1日以降の診療分から適用する。
(加茂町、阿波村、勝北町及び久米町の編入に伴う経過措置)
- 2 加茂町、阿波村、勝北町及び久米町の編入の日(以下「編入日」という。)前に、加茂町乳幼児・児童生徒医療費給付に関する条例(平成13年加茂町条例第31号)、阿波村乳幼児医療費給付条例(昭和48年阿波村条例第28号)、勝北町乳幼児医療費給付に関

する条例(平成8年勝北町条例第2号)又は久米町乳幼児医療費給付に関する条例(昭和48年久米町条例第16号)(以下「旧町村の条例」という。)の規定によりされた認定、申請その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 編入日前に旧町村の条例の規定により交付された受給資格者証は、第7条の規定により交付された受給資格者証とみなす。
- 4 編入日から平成18年3月31日までの間、第3条の規定にかかわらず、編入日の前日に加茂町に住所を有する者については「出生の日から中学校を卒業するまでの者」を、編入日の前日に阿波村、勝北町及び久米町に住所を有する者については「出生の日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」を受給資格者とする。

付 則(昭和60年3月27日条例第7号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則(昭和60年6月28日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日以降の診療分から適用する。

付 則(昭和62年6月25日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日以降の診療分から適用する。

付 則(平成9年6月27日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の津山市乳幼児医療費給付条例の規定は、平成9年7月1日以後に受けた療養について適用し、同日前に受けた療養については、なお従前の例による。

付 則(平成10年6月29日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、平成10年1月1日から適用する。

付 則(平成11年3月19日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の津山市乳幼児医療費給付条例の規定は、平成11年4月1日以後に受けた療養について適用し、同日前に受けた療養については、なお従前の例による。

付 則(平成13年9月21日条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の津山市乳幼児医療費給付条例の規定は、平成13年10月1日以後に受けた療養について適用し、同日前に受けた療養については、なお従前の例による。

付 則(平成14年12月20日条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の津山市乳幼児医療費給付条例の規定は、平成15年4月1日以後に受けた療養について適用し、同日前に受けた療養については、なお従前の例による。

付 則(平成15年12月19日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の津山市乳幼児医療費給付条例の規定は、平成16年4月1日以後に受けた療養について適用し、同日前に受けた療養については、なお従前の例による。

付 則(平成17年1月14日条例第59号)

この条例中第1条の規定は平成17年2月28日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

付 則(平成18年3月23日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の津山市乳幼児医療費給付条例の規定は、平成18年4月1日以後に受けた療養について適用し、同日前に受けた療養については、なお従前の例による。

付 則(平成18年9月26日条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の津山市乳幼児医療費給付条例の規定は、平成18年10月1日以後に受けた療養について適用し、同日前に受けた療養については、なお従前の例による。

付 則（平成20年6月24日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成22年6月29日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の津山市子ども医療費給付条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成22年10月1日以後に受けた療養について適用し、同日前に受けた療養については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 市長は、この条例の施行前においても、新条例に基づく事務の実施に必要な行為をすることができる。

付 則（平成23年3月24日条例第8号）

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

付 則（平成24年3月21日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の津山市子ども医療費給付条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成24年4月1日以後に受けた療養について適用し、同日前に受けた療養については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 市長は、この条例の施行前においても、新条例に基づく事務の実施に必要な行為をすることができる。

付 則（平成25年3月19日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の津山市子ども医療費給付条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年4月1日以後に受けた療養について適用し、同日前に受けた療養については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 市長は、この条例の施行前においても、新条例に基づく事務の実施に必要な行為をすることができる。

付 則 (平成26年9月24日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に医療保険各法の規定による訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給の対象となる療養を受けた者に係るこの条例による医療費の給付については、なお従前の例による。